



発行 新潟県

第84号

令和4年11月4日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 1104 救急病院等の指定(地域医療政策課)
- 1105 救急病院等の指定(地域医療政策課)
- 1106 救急病院等の指定(地域医療政策課)
- 1107 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 1108 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1109 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1110 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の廃止届(障害福祉課)
- 1111 身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)
- 1112 保安林の指定解除予定(治山課)
- 1113 地域森林計画案の縦覧(治山課)
- 1114 地域森林計画の変更案の縦覧(治山課)
- 1115 地域森林計画の変更案の縦覧(治山課)
- 1116 地域森林計画の変更案の縦覧(治山課)
- 1117 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 1118 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 1119 公共測量の実施通知(監理課)
- 1120 公共測量の実施通知(監理課)
- 1121 公共測量の実施通知(監理課)
- 1122 建設業法による許可の取消し(監理課)
- 1123 道路の区域変更(道路管理課)
- 1124 道路の供用開始(道路管理課)

## 公 告

- 特定調達契約の落札者等(ICT推進課)
- 特定調達契約の落札者等(ICT推進課)
- 新潟県准看護師試験の実施(医師・看護職員確保対策課)
- 公聴会の開催の中止(都市政策課)
- 一般競争入札の実施(出納局会計検査課)
- 特定調達契約の落札者等(警察本部会計課)

## 病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

## 企業局管理規程

- 10 新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程(企業局総務課)

## 教育委員会規則

- 12 新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則の一部を改正する規則(義務教育課)

教育委員会公告

令和5年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒の入学者選考（義務教育課）

令和5年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒募集（義務教育課）

公安委員会告示

123 運転免許取得者等教育を行う者の代表者の氏名の変更（運転免許センター）

告 示

◎新潟県告示第1104号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和4年11月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 県立十日町病院
- 2 所 在 地 十日町市高田町3丁目32番地9
- 3 有効期間 令和4年10月1日から  
令和7年9月30日まで

◎新潟県告示第1105号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和4年11月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 佐渡市立両津病院
- 2 所 在 地 佐渡市浜田177番地1
- 3 有効期間 令和4年10月1日から  
令和7年9月30日まで

◎新潟県告示第1106号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和4年11月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 猫山宮尾病院
- 2 所 在 地 新潟市中央区湖南14番地7
- 3 有効期間 令和4年10月1日から  
令和7年9月30日まで

◎新潟県告示第1107号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和4年11月4日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	更新年月日
立川総合病院	長岡市旭岡1丁目24番地	整形外科に関する医療	令和4年11月1日
立川総合病院	長岡市旭岡1丁目24番地	心臓脈管外科に関する医療	令和4年11月1日
立川総合病院	長岡市旭岡1丁目24番地	小腸に関する医療	令和4年11月1日

立川総合病院	長岡市旭岡1丁目24番地	腎臓に関する医療	令和4年11月1日
一般財団法人新潟県地域医療推進機構魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132番地	耳鼻咽喉科に関する医療	令和4年11月1日
クスリのアオキ水原薬局	阿賀野市学校町10番17号	育成医療・更生医療	令和4年11月1日
望月薬局 昭和町店	上越市昭和町1-3-3	育成医療・更生医療	令和4年11月1日
アイン薬局 長岡店	長岡市旭岡1丁目28番地	育成医療・更生医療	令和4年11月1日
ながおか薬局	長岡市旭岡1丁目28番地	育成医療・更生医療	令和4年11月1日
さくら町調剤薬局	燕市分水桜町2-5-11	育成医療・更生医療	令和4年11月1日

## ◎新潟県告示第1108号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和4年11月4日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
片桐記念クリニック	新発田市住吉町4-3-9	育成医療・更生医療 (腎臓に関する医療)	令和4年10月1日

## ◎新潟県告示第1109号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和4年11月4日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
イオン薬局上越店	上越市富岡3457	育成医療・更生医療	令和4年11月1日
小千谷調剤薬局	小千谷市本町1丁目6番13号	育成医療・更生医療	令和4年11月1日
ヤマオカ調剤薬局	上越市浦川原区有島66番地	育成医療・更生医療	令和4年11月1日

## ◎新潟県告示第1110号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年11月4日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
片桐記念クリニック	新発田市住吉町4-3-9	育成医療・更生医療 (腎臓に関する医療)	令和4年10月1日

大手薬局今朝白店	長岡市今朝白1丁目13-28	育成医療・更生医療	令和4年11月1日
小千谷調剤薬局	小千谷市本町1丁目13番34号	育成医療・更生医療	令和4年11月1日
ヤマオカ調剤薬局	上越市浦川原区有島66番地	育成医療・更生医療	令和4年11月1日

◎新潟県告示第1111号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

令和4年11月4日

新潟県知事 花角 英世

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
石田 学	眼科	石田眼科病院	上越市本町2丁目2番31号	R4.11.1	第15条第1項の医師に指定した
蛭谷 征弘	内科	新潟県立十日町病院	十日町市高田町三丁目南32番地9	〃	〃
新屋 博之	泌尿器科	知命堂病院	上越市西城町三丁目6番31号	〃	〃
和泉 大輔	循環器内科	新潟県立新発田病院	新発田市本町1丁目2番8号	〃	〃
甲斐 竜太	耳鼻咽喉科	新潟県立新発田病院	新発田市本町1丁目2番8号	〃	〃
小牟田 佑樹	整形外科	立川総合病院	長岡市旭岡1丁目24番地	〃	〃

◎新潟県告示第1112号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和4年11月4日

新潟県知事 花角 英世

- 解除予定保安林の所在場所  
新潟県村上市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1113号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、中越森林計画区の地域森林計画の案を新潟県農林水産部治山課、新潟県長岡地域振興局農林振興部及び新潟県南魚沼地域振興局農林振興部において令和4年11月7日から同月30日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

令和4年11月4日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第1114号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、下越森林計画区の地域森林計画（令和2年1月新

新潟県告示第57号)の変更計画の案を新潟県農林水産部治山課、新潟県村上地域振興局農林振興部、新潟県新潟地域振興局農林振興部及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所において令和4年11月7日から同月30日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る変更計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

令和4年11月4日

新潟県知事 花角 英世

#### ◎新潟県告示第1115号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により、上越森林計画区の地域森林計画(令和3年1月新潟県告示第34号)の変更計画の案を新潟県農林水産部治山課、新潟県上越地域振興局農林振興部及び新潟県糸魚川地域振興局農林振興部において令和4年11月7日から同月30日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る変更計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

令和4年11月4日

新潟県知事 花角 英世

#### ◎新潟県告示第1116号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により、佐渡森林計画区の地域森林計画(平成31年1月新潟県告示第27号)の変更計画の案を新潟県農林水産部治山課及び新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部において令和4年11月7日から同月30日まで縦覧に供する。

なお、この告示に係る変更計画に対して意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に申し出ることができる。

令和4年11月4日

新潟県知事 花角 英世

#### ◎新潟県告示第1117号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(農地中間管理機構関連農地整備)事業に係る換地計画を定めたので、令和4年11月7日から同年12月5日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年11月4日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	山島	換地計画書の写し	新潟市西蒲区役所

##### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

##### 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間を経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第1118号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業に係る換地計画を定めたので、令和4年11月7日から同年12月5日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年11月4日

新潟県知事 花 角 英 世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	桑山	換地計画書の写し	新潟市西蒲区役所

## 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第1119号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年11月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 令和4年10月18日から令和5年2月6日まで
- 3 作業地域 新潟県魚沼市上折立地内

## ◎新潟県告示第1120号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年11月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(数値図化 地図情報レベル2500)
- 2 作業期間 令和4年10月19日から令和5年3月15日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市西蒲区、南区、西区内

## ◎新潟県告示第1121号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年11月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザ測深)

- 2 作業期間 令和4年10月24日から令和5年2月27日まで
- 3 作業地域 新潟県糸魚川市姫川流域

---

**◎新潟県告示第1122号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和4年11月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 令和4年8月16日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
駒形建築  
駒形 良二
- 3 主たる営業所の所在地  
南魚沼市山崎137
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-30）第42907号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実  
令和4年8月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和4年8月8日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社パイプキッズ  
野澤 住夫
  - 3 主たる営業所の所在地  
村上市北新保636-14
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-3）第42269号
  - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年8月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和4年8月18日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社大嶋屋  
渡邊 隆義
  - 3 主たる営業所の所在地  
三条市西本成寺2-4-27
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-1）第45893号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年8月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和4年8月19日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
池田工業株式会社  
池田 利雄
-

- 3 主たる営業所の所在地  
南魚沼市大木六第557
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第18564号
  - 5 処分の内容 管工事業、さく井工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年8月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年8月4日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
ウッドテック青木  
青木 芳朗
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市秋葉区蕨曾根3-2
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第45375号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年8月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年8月1日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
村田建設株式会社  
村田 敏雄
  - 3 主たる営業所の所在地  
柏崎市駅前2-4-19
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-4)第9025号
  - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び建築工事業、解体工事業に係る特定建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年8月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年8月1日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社矢野板金加工所  
矢野 政弘
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市殿町1-5-23
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第6551号
  - 5 処分の内容 板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年8月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年8月10日
-



- 
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社ヒロイ  
岸 藤雄
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市北陽1-53-6
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第16916号
  - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年8月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年8月23日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
三条市建築協同組合  
杉山 幸英
  - 3 主たる営業所の所在地  
三条市下保内283-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第44584号
  - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年8月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年8月31日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社創豊工業  
三浦 秀峰
  - 3 主たる営業所の所在地  
新発田市大字藤塚浜1520
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第39810号
  - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年8月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年8月25日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社山田鉄筋工業  
山田 達也
  - 3 主たる営業所の所在地  
小千谷市平沢2-24-21
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第27580号
  - 5 処分の内容 鉄筋工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年8月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 
- 1 処分をした年月日 令和4年8月22日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社大滝商事  
大滝 義文
  - 3 主たる営業所の所在地  
上越市三和区末野新田1665
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第19943号
  - 5 処分の内容 解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年8月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年9月7日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
田村建築  
田村 洋光
  - 3 主たる営業所の所在地  
村上市鋳物師556
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第345号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年8月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年9月1日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社タント  
菅沼 利春
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市寺泊木島203-5
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第46313号
  - 5 処分の内容 建築工事業、左官工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年9月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年9月1日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社小林組  
小林 大作
  - 3 主たる営業所の所在地  
村上市泉町1-31
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第20635号
  - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
-

## 6 処分の原因となった事実

令和4年9月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

## 1 処分をした年月日 令和4年8月26日

## 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社金子内装

石村 良明

## 3 主たる営業所の所在地

小千谷市大字桜町670-3

## 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第17810号

## 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

## 6 処分の原因となった事実

令和4年8月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

## 1 処分をした年月日 令和4年9月9日

## 2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社寛栄興業

土田 寛

## 3 主たる営業所の所在地

長岡市天下島1-9-50

## 4 許可番号 新潟県知事許可(般-4)第17277号

## 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

## 6 処分の原因となった事実

令和4年9月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

## 1 処分をした年月日 令和4年9月14日

## 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社ケンエー

荒井 健衛

## 3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区京王1-1-35

## 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第42960号

## 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

## 6 処分の原因となった事実

令和4年9月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

## 1 処分をした年月日 令和4年9月12日

## 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社北澤工業

北澤 晶

## 3 主たる営業所の所在地

長岡市北陽2-14-31

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-2)第6642号

5 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和4年9月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和4年9月15日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社見附設備

北村 輝夫

3 主たる営業所の所在地

見附市市野坪町1197-9

4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第5830号

5 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和4年9月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和4年9月15日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社土田組

土田 進也

3 主たる営業所の所在地

新潟市江南区北山194-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-3)第2432号

5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和4年9月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和4年8月1日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社山常組

山田 修司

3 主たる営業所の所在地

見附市新町3-7-21

4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第21207号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和4年8月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和4年9月21日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社諏訪電機

野澤 昌之

- 3 主たる営業所の所在地  
新潟市西蒲区巻甲3002
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第22271号
- 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実  
令和4年9月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和4年9月20日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社三和事業  
清水 博
- 3 主たる営業所の所在地  
上越市三和区野828-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第45447号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実  
令和4年9月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和4年9月15日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社吉原塗装店  
吉原 久仁夫
- 3 主たる営業所の所在地  
妙高市工団町3-25
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-4)第19896号
- 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実  
令和4年9月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

## ◎新潟県告示第1123号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年11月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米倉板山新発田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市小戸字逢橋875番1から	新	(A)7.0~15.4メートル	181.4メートル

同市小戸字上平3556番1まで		(B)7.8~17.3メートル	190.3メートル
	旧	7.0~15.4メートル	181.4メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年11月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 米倉板山新発田線
- 2 供用開始の区間  
新発田市小戸字逢橋875番1から同市小戸字上平3556番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年11月4日

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年11月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量  
新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その42）の借上げ
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県知事政策局ICT推進課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
借入
- 4 契約方式  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
令和4年10月17日（月）
- 6 落札者の氏名及び住所  
三菱HCキャピタル株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
- 7 落札価格  
92,941,200円
- 8 入札公告日  
令和4年9月6日（火）
- 9 落札方式  
最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年11月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量  
新潟県LANシステム用モバイルコンピュータ（その2）の借上げ
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県知事政策局ICT推進課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
借入
- 4 契約方式  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
令和4年10月19日（水）
- 6 落札者の氏名及び住所  
株式会社J E C C  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 7 落札価格  
98,868,000円
- 8 入札公告日  
令和4年9月9日（金）
- 9 落札方式  
最低価格

---

#### 新潟県准看護師試験の実施について（公告）

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第18条の規定により、令和4年度（第70回）新潟県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和4年11月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 試験日時  
令和5年2月5日（日）  
午後1時30分から午後4時00分まで（受験者集合・着席は午後1時00分）
- 2 試験場所  
新潟県庁  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 試験科目  
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護
- 4 試験方法  
筆記試験（マークシート方式）
- 5 受験資格  
次の(1)から(7)までのいずれかに該当する者
  - (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（※）
  - (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（※）
  - (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において、看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（※）
  - (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（※）
  - (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所

を卒業した者(※)

- (6) 外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を取得した者で、厚生労働大臣が上記(3)から(5)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者
- (7) 外国の看護師学校養成所を卒業し、又は原則として外国において看護師免許を受けた者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めた者
- ※令和5年3月16日(木)までに、学校長又は養成所長により修業証明書又は卒業証明書を提出できる者を含む。

## 6 提出書類

提出書類等は以下の(1)から(5)までとする。なお、記載方法については「出願書類作成上の留意点」を参照すること。

- (1) 受験願書
- (2) 受験票
- (3) 写真台帳

正面上半身(出願前6か月以内に脱帽して撮影)、裏面に学校養成所名(既卒者は卒業した学校養成所名)及び氏名を記入すること。提出は、次の方法により、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けたものであること。

ア 5の受験資格(1)から(5)までに該当する者については、写真台帳の証明欄に、卒業、又は在籍している学校養成所において証明を受けるとともに、写真に学校養成所の刻印を受けること。

イ 5の受験資格(6)又は(7)に該当する者については、受験願書等の受付期間中に出願書類一式と身分証明書等(パスポート、運転免許証、学生証、在留カード等)を、新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課に受験者本人が直接持参のうえ、確認を受けること。

## (4) 受験資格を証明する書類

ア 5の受験資格(1)から(5)までに該当する者が提出する書類

学校養成所の卒業証明書若しくは修業証明書、又は見込の場合は、卒業見込証明書若しくは修業見込証明書(卒業若しくは修業見込年月日が明示してあること)。

ただし、卒業見込証明書又は修業見込証明書を提出した者にあつては、令和5年3月8日(水)午後5時まで(必着)に卒業証明書若しくは修業証明書を提出すること。

なお、令和5年3月8日(水)午後5時までに卒業証明書又は修業証明書の提出がなされない者については、新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課にその旨を連絡すること。指定された日までに必要な書類の提出がなされなかったもの、及び連絡のないものについては受験資格がないものとみなし、当該受験を無効とする。

イ 5の受験資格(6)又は(7)に該当する者が提出する書類

当該事実を証明する書類の写し(原本も提示すること。)

## (5) 返信用封筒

ア 受験票送付用

「簡易書留」とし、表面に返信先(本人宛)の郵便番号・住所・氏名を明記した角型2号(A4サイズが入るもの)に460円分の切手を貼付する。ただし、学校養成所で受験関係書類をとりまとめて提出する場合は、学校養成所にまとめて送付するので、返信用封筒に重量に応じた切手を貼付し、学校養成所の郵便番号及び宛先を記載する。

イ 合格通知送付用

「簡易書留」とし、表面に返信先(本人宛)の郵便番号・住所(令和5年3月中旬に確実に郵便物が届く住所を記載すること)・氏名を明記した長形3号の返信用封筒に414円分の切手を貼付する。ただし、学校養成所にまとめて送付を希望する場合は、角型2号の返信用封筒に重量に応じた切手を貼付し、学校養成所の郵便番号及び宛先を記載する。

## 7 受験手数料 6,900円

- (1) 納入方法は新潟県収入証紙を受験願書に貼ること。なお、納入した受験手数料は返還しない。
- (2) 県外の出願者で新潟県収入証紙を必要とする者は、第四北越銀行県庁支店に次のように手続きをすること。

ア 購入する者の氏名、住所、連絡先電話番号、購入希望の新潟県収入証紙の金種、枚数とその総額を記載した書面と返信に必要な切手を貼った返信用封筒及び必要な金額を同封の上、現金書留により下宛宛に申し込むこと。

宛先：〒950-0965



新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁舎内第四北越銀行県庁支店県証紙担当宛

(電話025-285-7811)

イ 返信用封筒に貼付する切手は、必ず簡易書留相当分とすること。また、急ぎの場合は速達料金も追加すること。

ウ 返信用封筒に所要の額の切手が貼付されていないものについては、受け付けられないので注意すること。

## 8 受験願書の配布方法

配布方法は、次の(1)及び(2)のとおりとする。

なお、(2)においても、8(1)イの者を優先とし、その他は先着順とする。

### (1) 先行配布

#### ア 期間及び時間

令和4年11月7日(月)から令和4年11月14日(月)まで(土曜日、日曜日を除く。)午前9時から午後5時まで(午前12時(正午)から午後1時までを除く。)

#### イ 対象者

(ア) 新潟県内の看護師等学校養成所を卒業した者、若しくは在籍している者

(イ) 新潟県内で准看護師として就業することが内定している者

(ウ) 新潟県外の看護師等学校養成所を卒業した者又は在籍している者で新潟県内の高等学校等を卒業した者

#### ウ 必要書類

以下のものを持参または郵送すること

上記イ(ア)の者で、養成所職員以外の者が申請する場合は卒業(修業)証明書又は卒業証書の写し

(イ)の者 就業する予定の医療機関が発行した内定証明書(任意様式)

(ウ)の者 高等学校等の卒業証明書又は卒業証書の写し等

#### エ 配布場所及び方法

(ア) 新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課

(イ) 郵送による配布を希望する場合

以下の書類を表面に「准看護師試験願書請求」と朱書で明記した封筒に入れ、新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課宛てに郵送すること。書類に不備がある場合、返信できないこともあるので留意すること。

① 表面に返信先(請求者)の郵便番号・住所・氏名を明記した角形2号(A4サイズが入るもの)の返信用封筒

② 上記①には、140円分の郵便切手(1部の場合)を貼付する。

③ 請求者の氏名及び連絡先を記載したメモ

### (2) 通常配布

#### ア 期間及び時間

令和4年11月16日(水)から令和4年11月21日(月)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)午前9時から午後5時まで(午前12時(正午)から午後1時までを除く。)

#### イ 対象者

電話で期間内に受験希望を申し出た者のうち、県から11月24日(木)までに配布可能と連絡を受けた者。

#### ウ 配布場所及び方法

8(1)エに準ずる。

## 9 受験願書等の受付期間及び提出方法

### (1) 受付期間

令和4年12月12日(月)から令和4年12月14日(水)までの3日間とする。

持参する場合、受付時間は午前9時から午後5時までとし、印鑑を準備すること。

郵送の場合は「簡易書留」とし、令和4年12月14日(水)までの消印のあるものに限り受け付ける。

### (2) 提出先

新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課

### (3) 提出方法

学校養成所を令和5年3月16日(水)までに卒業見込みの者については、原則として学校養成所を通じて受験願書等を提出すること。ただし、既に学校養成所を卒業している者については、個人で受験願書等を提

出しても差し支えない。

#### 10 受験票の送付

令和5年1月25日(水)までに受験票が届かない場合は、新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課に照会すること。

#### 11 合格発表

- (1) 令和5年3月10日(金)午前10時から、新潟県ホームページに合格者の受験番号を掲示する(電話等による照会には応じない)。
- (2) 合格発表後、受験者には結果を郵送する(合格者には合格証書を郵送する)。
- (3) 試験結果の開示
  - ア 内容・・・個人の総合得点
  - イ 方法・・・受験票により本人であることを確認後、本人に限り開示する。
  - ウ 期間・・・令和5年3月10日(金)から4月10日(月)の午前9時から午後5時まで  
(ただし、3月10日(金)は午前10時からとし、土曜日、日曜日、祝日は除く)

#### 12 受験に伴う配慮

視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者等で配慮を希望する者は、受験願書等の受付期間内に新潟県医師・看護職員確保対策課に申し出ること。申し出により、受験の際に、その障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがある。

#### 13 問い合わせ先及び提出先

新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課看護職員確保・育成係  
(新潟県庁行政庁舎12階)  
住所：〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
電話：025-280-5178(直通)

---

#### 公聴会の開催の中止について(公告)

新潟県都市計画公聴会規則(昭和44年新潟県規則第75号)第5条の規定により、長岡都市計画の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

令和4年11月4日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

#### 1 中止となる公聴会の日時

令和4年11月14日(月) 午後6時30分から

#### 2 中止となる公聴会の開催場所

長岡市大手通2丁目6番地  
まちなかキャンパス長岡 交流ルーム

---

#### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、指導者用タブレット端末の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和4年11月4日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量  
指導者用タブレット端末 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
令和5年3月31日(金)
- (4) 納入場所  
入札説明書による。

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。
- (4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県出納局会計検査課物品契約係  
電話番号 025-280-5490  
Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限

令和4年12月14日(水) 午後5時

- (5) 開札の日時及び場所

令和4年12月15日(木) 午後1時30分  
新潟県庁出納局会計検査課入札室

## 4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和4年11月18日(金)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

- (5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和4年12月2日(金)午後5時までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、入札参加申請書等は新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約書作成の要否  
要
- (9) 不当介入に対する通報報告  
契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。
- (10) 苦情申立て  
本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。  
なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。
- (11) その他  
詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Tablets computers for teachers [1] set
- (2) Deadline for bid participant applications:  
5 : 00P.M. (Fri.) December 2, 2022
- (3) Date of bid opening:  
1 : 30P.M. (Thu.) December 15, 2022
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:  
Audit Division  
Bureau of the Treasury  
Niigata Prefectural Government  
4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8570  
TEL: 025-280-5490  
E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

---

### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年11月4日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量  
交通情報総合管理システム賃貸借 一式
  - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県警察本部警務部会計課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
  - 3 調達方法  
借上げ
  - 4 契約方式  
一般競争入札
  - 5 落札決定日  
令和4年9月15日
  - 6 落札者の氏名及び住所  
株式会社ジー・アイ・システム  
福井県坂井市坂井町宮領58字20-3
  - 7 落札価格  
41,990,630円
  - 8 入札公告日  
令和4年7月15日
-

- 9 落札方式  
最低価格

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、令和4年度除雪業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年11月4日

新潟県立妙高病院長 岸本 秀文

#### 1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

令和4年度除雪業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和4年11月15日から令和5年3月31日

(4) 納入場所

新潟県立妙高病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 新潟県知事から指名停止措置を受け、指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 妙高高原地区に営業拠点があり、緊急時に迅速な対応が可能であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 本入札に係る入札説明書の交付を受けて、後記4(1)に定める書類を提出し、入札参加を認められた者であること。

#### 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 949-2106

新潟県妙高市田口147番地1

新潟県立妙高病院経営課

電話番号 0255-86-2003

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

#### 4 入札に係る参加確認書類の提出

(1) 入札希望者は令和4年11月9日（水）午後1時までに、入札説明書に定める書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合には令和4年11月9日（水）までに必着させるとともに、簡易書留を利用すること。

(2) 入札参加資格確認書類の提出場所は3(1)とする。

(3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

#### 5 入札、開札の日時及び場所

令和4年11月10日（木）午前11時00分

新潟県立妙高病院 会議室

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立妙高病院の交付する入札説明書に基づき入札参加資格を証明する書類を作成し、前記4(1)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、この入札には、最低制限価格を設定する。予定価格以下最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、超音波画像診断装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年11月4日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

超音波画像診断装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年3月31日（金）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

## 4 入札、開札の日時及び場所

令和4年11月14日（月）午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第10号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年11月4日

新潟県企業管理者 榑 澤 尚

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(証券による納付の制限)</p> <p><b>第26条</b> 企業出納員等及び出納店(以下この節において「<u>収納機関</u>」という。)は、持参人払式の小切手又は出納店を受取人とする小切手により収入金の納付を受けた場合において、納付を受けた日に取立てができないものについては、その受領を拒むことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(証券による納付を受けた場合の処理)</p> <p><b>第28条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、企業出納員等は、納付を受けた証券が<u>出納店に到着後、提示期間又は有効期間の満了までに3日以上</u>の期間を有する場合は、当該証券の裏面に取扱者名を明記し、証券仕訳書を添付の上、現金払込書により出納店に払い込むことができる。</p>	<p>(証券による納付の制限)</p> <p><b>第26条</b> 企業出納員等及び出納店(以下この節において「<u>収納機関</u>」という。)は、持参人払式の小切手又は出納店を受取人とする小切手により収入金の納付を受けた場合において、<u>当該小切手の支払場所が収納機関の所在地でないもの又は納付を受けた日に取立てができないもの</u>については、その受領を拒むことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(証券による納付を受けた場合の処理)</p> <p><b>第28条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、企業出納員等は、納付を受けた証券が<u>次の各号に掲げる要件を具備する場合は、当該証券の裏面に取扱者名を明記し、証券仕訳書を添付の上、現金払込書により出納店に払い込むことができる。</u></p> <p>(1) <u>支払場所が出納店の所在地にあること。</u></p> <p>(2) <u>出納店に到着後、提示期間又は有効期間の満了までに3日以上</u>の期間があること。</p>

附 則

この規程は、令和4年11月4日から施行する。

教育委員会規則



新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月4日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第12号

新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則（平成16年新潟県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
学区	市町村	学区内の高等部 知的障害学級	学区	市町村	学区内の高等部 知的障害学級
(略)			(略)		
三条長岡学区	(略)	新潟県立月ヶ岡特別支援学校 新潟県立月ヶ岡特別支援学校見附分校 新潟県立はまなす特別支援学校 (略)	三条長岡学区	(略)	新潟県立月ヶ岡特別支援学校  新潟県立はまなす特別支援学校 (略)
(略)			(略)		
十日町学区	(略)	新潟県立川西高等特別支援学校	十日町学区	(略)	新潟県立小出特別支援学校川西分校
(略)			(略)		

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

教育委員会公告

令和5年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒の入学者選考について（公告）

令和5年4月県立特別支援学校の幼稚部及び高等部に入学の幼児・生徒の選考を次により行う。

令和4年11月4日

新潟県教育委員会 教育長 佐野 哲郎

- 1 募集幼児・生徒数 11月4日付け県報で公告
- 2 出願資格

幼稚部及び高等部に入学を出願することができる者は、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度で、次に掲げる者とする。

(1) 特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）及び聾学校幼稚部

ア 平成29年4月2日から令和2年4月1日までの間に生まれた者

(2) 特別支援学校高等部（視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱）全日制の課程

ア 普通学級を希望する者は、令和5年3月に特別支援学校の中学部及び中学校を卒業する見込みの者又は卒業した者

イ 重複障害学級を希望する者は、令和5年3月に特別支援学校の中学部重複障害学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

ウ 訪問教育学級を希望する者は、令和5年3月に特別支援学校の中学部訪問教育学級を卒業する見込みの

者又は卒業した者

エ 学校教育法施行規則第95条の各号の一に該当する者

オ 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

(3) 特別支援学校高等部（知的障害：職業、普通、重複障害、訪問教育学級）全日制の課程

ア 職業学級を希望する者

(7) 令和5年3月に特別支援学校中学部（知的障害）及び中学校の特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）を卒業する見込みの者又は卒業した者

(4) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

(5) 将来一般就労等を目指す者

(6) 公共交通機関等を利用して、自力通学が可能な者

イ 普通学級を希望する者

(7) 令和5年3月に特別支援学校中学部（知的障害）及び中学校の特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）を卒業する見込みの者又は卒業した者

(4) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

ウ 重複障害学級を希望する者

(7) 令和5年3月に特別支援学校中学部（知的障害）の重複障害学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

(4) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

エ 訪問教育学級を希望する者

(7) 令和5年3月に特別支援学校中学部（知的障害）の訪問教育学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

(4) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

### 3 出願

出願は、一人につき1校1学科（新潟県公立特別支援学校高等部及び新潟県公立高等学校を含む。）

### 4 出願手続、面接及び合格者の発表

(1) 入学願書の受付期間

令和5年1月16日（月）から1月20日（金）まで、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 提出書類

入学願書、調査書、健康診断書、推薦書（知的障害：職業学級）等、出願先の学校で必要とするもの。

(3) 出願状況の公表

入学願書締切り後、各学校（総合選考を行う新潟学区、五泉阿賀野学区、三条地区、高田学区については各事務局校）で発表する。

(4) 志願変更

令和5年1月23日（月）から1月27日（金）まで、志願変更先の学校（事務局校）で受付を行う。

(5) 面接の期日

令和5年2月3日（金）

(6) 合格者の発表

令和5年2月14日（火）までに行う。

(7) 入学願書の受付、面接及び合格者の発表は、出願先の学校（総合選考を行う新潟学区、五泉阿賀野学区、三条地区、高田学区については各事務局校等）で行う。

### 5 欠員補充による2次募集

選考終了後、幼稚部各学級及び高等部普通学級の定員に欠員が生じた場合に実施する。なお、2次募集の実施については、令和5年2月24日（金）に県教育委員会が発表する。

(1) 出願資格、出願及び出願手続

ア 第1次選考における出願資格、出願及び出願手続と同様とする。総合選考を行う新潟学区、五泉阿賀野学区、三条地区、高田学区については、2次募集の実施校に直接出願する。

イ いずれの特別支援学校高等部又は高等学校（公立、私立）にも合格していない者とする。

なお、「いずれの各学校にも合格していない者」には、特別支援学校高等部又は高等学校（県内外、公立、私立を問わない）への入学を辞退した者は含まれない。

(2) 出願期間

令和5年3月6日(月)から3月13日(月)まで(土・日曜日を除く)、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(3) 面接の期日

令和5年3月14日(火)

(4) 結果の発表

令和5年3月15日(水)に各学校で行う。

6 その他

(1) 校長は、選考終了後保護者の転勤等正当な事由で入学を希望する者があった場合、当該者が幼稚部教育又は高等部教育を受けることができると判断され、原則として学校の定員に余裕があるときは、入学を許可することができる。

(2) 特別支援学校高等部(知的障害:普通・重複障害学級)において、学区内に高等部が複数ある場合は、通学の利便性及び自力通学の可否を考慮して入学者を選考する。

(3) 入学者募集要項の実施細目については、校長が定める。

(4) 入学募集の詳細については、新潟県教育委員会が定める「令和5年度新潟県立特別支援学校(視覚障害・聴覚障害)幼稚部入学者募集要項」及び「令和5年度新潟県立特別支援学校高等部入学者募集要項」による。

令和5年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒募集について(公告)

令和5年4月県立特別支援学校の幼稚部の3歳児・4歳児・5歳児及び高等部の第1学年に入学の生徒を次により募集する。

令和4年11月4日

新潟県教育委員会 教育長 佐野哲郎

1 幼稚部募集(視覚障害・聴覚障害)

No.	県立学校の名称	障害種別	位置	募集学級			募集定員
1	新潟県立新潟よつば学園	聴覚障害	新潟市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人
		聴覚障害	新潟市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人
2	新潟県立長岡豊学校	聴覚障害	長岡市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人
	新潟県立長岡豊学校 高田分校	聴覚障害	上越市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人

2 高等部募集(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱)

No.	県立学校の名称	障害種別	位置	課程等	学科	募集学級	募集定員
1	新潟県立よつば学園	視覚障害	新潟市	全日制の課程	普通	普通1学級	8人
						重複	若干人
				保健医療	1学級	8人	
		専攻科	理療	1学級	8人		
		聴覚障害	新潟市	全日制の課程	普通	普通1学級	8人
						重複	若干人
2	新潟県立長岡豊学校	聴覚障害	長岡市	全日制の課程	産業技術	普通1学級	8人
						重複	若干人
				専攻科	産業	1学級	8人
3	新潟県立 東新潟特別支援学校	肢体不自由	新潟市	全日制の課程	普通	普通1学級	8人
						重複	若干人
						訪問	若干人
4	新潟県立 はまぐみ特別支援学校	肢体不自由	新潟市	全日制の課程	普通	重複	若干人
						訪問	若干人
5	新潟県立 上越特別支援学校	肢体不自由	上越市	全日制の課程	普通	普通1学級	8人
						重複	若干人
						訪問	若干人
6	新潟県立 吉田特別支援学校	病弱	燕市	全日制の課程	普通	普通1学級	8人
						重複	若干人
						訪問	若干人

7	新潟県立 柏崎特別支援学校	病弱	柏崎市	全日制 の課程	普通	普通1学級	8人
						重複	若干人
						訪問	若干人

3 高等部募集（知的障害：職業学級）

No.	県立学校の名称	障害種別	位置	課程等	学科	募集学級	募集定員
1	新潟県立 江南高等特別支援学校	知的障害	新潟市	全日制 の課程	普通	職業2学級	20人
2	新潟県立 西蒲高等特別支援学校	知的障害	新潟市	全日制 の課程	普通	職業1学級	10人
3	新潟県立 吉川高等特別支援学校	知的障害	上越市	全日制 の課程	普通	職業1学級	10人
4	新潟県立 月ヶ岡特別支援学校	知的障害	三条市	全日制 の課程	普通	職業1学級	10人

4 高等部募集（知的障害：普通・重複・訪問学級）

No.	県立学校の名称	障害種別	位置	課程等	学科	募集学級	募集定員
1	新潟県立新潟よつば学園	知的障害	新潟市	全日制 の課程	普通	普通3学級	30人
2	新潟県立長岡豊学校	知的障害	長岡市	全日制 の課程	普通	普通1学級	10人
3	新潟県立 江南高等特別支援学校	知的障害	新潟市	全日制 の課程	普通	普通4学級	40人
						重複	若干人
	新潟県立 江南高等特別支援学校 川岸分校	知的障害	新潟市	全日制 の課程	普通	普通2学級	20人
4	新潟県立 西蒲高等特別支援学校	知的障害	新潟市	全日制 の課程	普通	普通4学級	40人
						重複	若干人
5	新潟県立 川西高等特別支援学校	知的障害	十日町市	全日制 の課程	普通	普通2学級	20人
						重複	若干人
						訪問	若干人
6	新潟県立 吉川高等特別支援学校	知的障害	上越市	全日制 の課程	普通	普通1学級	10人
7	新潟県立 村上特別支援学校	知的障害	村上市	全日制 の課程	普通	普通2学級	20人
						重複	若干人
						訪問	若干人
8	新潟県立 新発田竹俣特別支援学校	知的障害	新発田市	全日制 の課程	普通	普通2学級	20人
						重複	若干人
						訪問	若干人
	新潟県立 新発田竹俣特別支援学校 いじみの分校	知的障害	新発田市	全日制 の課程	普通	訪問	若干人
9	新潟県立 駒林特別支援学校	知的障害	阿賀野市	全日制 の課程	普通	普通2学級	20人
						重複	若干人
						訪問	若干人
10	新潟県立 五泉特別支援学校 村松分校	知的障害	五泉市	全日制 の課程	普通	普通2学級	20人
						重複	若干人
						訪問	若干人
11	新潟県立 月ヶ岡特別支援学校	知的障害	三条市	全日制 の課程	普通	普通2学級	20人
						重複	若干人
						訪問	若干人
12	新潟県立 月ヶ岡特別支援学校 見附分校	知的障害	見附市	全日制 の課程	普通	普通2学級	20人

13	新潟県立 小出特別支援学校					普通2学級	20人
						重複	若干人
						訪問	若干人
14	新潟県立 はまなす特別支援学校	知的障害	柏崎市	全日制 の課程	普通	普通3学級	30人
						重複	若干人
						訪問	若干人
15	新潟県立 高田特別支援学校	知的障害	上越市	全日制 の課程	普通	普通2学級	20人
						重複	若干人
						訪問	若干人
	新潟県立 高田特別支援学校 白嶺分校	知的障害	糸魚川市	全日制 の課程	普通	普通1学級	10人
						重複	若干人
						訪問	若干人
16	新潟県立 佐渡特別支援学校	知的障害	佐渡市	全日制 の課程	普通	普通1学級	10人
						重複	若干人
						訪問	若干人

※ 表中の「重複」「訪問」とは、それぞれ「重複障害学級」「訪問教育学級」のことである。

## 公安委員会告示

### ◎新潟県公安委員会告示第123号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者等教育を行う者から次のとおり代表者の氏名を変更した旨の届出があった。

令和4年11月4日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

運転免許取得者等教育を行う者の名称	運転免許取得者等教育に使用する施設の名称	代表者の氏名		変更年月日
		変更前	変更後	
株式会社新発田自動車学校	新発田自動車学校	磯村 寅男	菊地 雄	令和4年9月26日
株式会社豊栄自動車学校	豊栄自動車学校	磯村 寅男	菊地 雄	令和4年9月26日